

相馬市立大野小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改訂

1 目的

いじめの問題は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、さらにはその生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

相馬市立大野小学校（以下「本校」という。）においては、いじめは決して許されない行為であるとして、防止と対策にあたってきた。この度のいじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、本校では法第13条の規定に基づき、相馬市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を踏まえ、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針として、「相馬市立大野小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本的な考え方

（1）いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校では、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめ防止等の対策に教職員一丸となって取り組んでいくこととする。

【法第3条より、いじめ防止等に関する基本理念】

- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

【法第2条より、いじめの定義】

- ・ 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの基本的認識

- ① どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起ることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成させるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- ⑥ いじめは、重大な人権侵害にあたり、絶対許されない行為と考える。また、最悪の場合は、不登校や自殺などいじめられた子の将来や生命に重大に関わっていくものと考える。そのため、組織的に早期発見、早期対応の必要がある。

(4) いじめの防止等に関する基本的考え方

本校では、市基本方針に基づきながら、特に次の点に留意し、教職員が一丸となって、地域、家庭、関係機関等との連携の下で取り組んでいくこととする。

① いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、命の大切さを学び他人を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という意識を持つことが必要である。そのために本校では特に、「特別活動」「総合的な学習の時間」「道徳」を中心とした学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けたり、いじめをなくそうという思いや行動を支援していくことを実践していくこととする。

また、あらゆる機会や場を通して、いじめの問題についての保護者、地域住民への広報に務め、共通認識を持ち、連携していじめの防止等に取り組んでいくこととする。

さらに、教職員一人一人がいじめの問題の特性を十分理解し適切に対処できるよう、研修会を実施し資質の向上を図ることとする。

② いじめの早期発見

いじめはどの学校でもどの児童にも起こりうるものという認識の下、全教職員が児童の日常的な観察や情報収集を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにしていく。

児童や保護者の相談体制の周知を図り、いじめの早期発見に努めることとする。

また、情報の集約や組織的な把握のため、生徒指導部の機能強化を図ることとする。

③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、生徒指導指導主事（いじめ防止対策担当）、担任、教頭を通じて校長へ報告し、いじめ防止対策委員会による情報共有の下、組織的な対応を行う。

被害側児童及び加害側児童への対応は、下記の点に留意しながら個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者へも十分な説明を行い、連携して事後の指導にあたることとする。

- ・被害側児童に対しては、必ず守りとおすという姿勢を明確に伝え、担任以外にもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相馬フォロアーチーム等の活用など、全校体制で児童の心のケアを図りながら対応していく。
- ・加害側児童に対しては、被害側児童の苦痛を理解させ、相手がいじめを感じればいじめとなること、いじめは絶対行ってはいけない行為であることを自覚できるよう指導していく。

なお、解決したと思われる場合でも、教職員の見えないところで続いている児童の心のケアが必要なケースも十分考えられるので、継続して見守り、必要な対応・指導を行うとともに、進級等の際の引継ぎも確実に行うこととする。

④ 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外での取組みが必要となるため、いじめの問題に関する共通理解の下での家庭や地域との緊密な連携が不可欠となる。

また、早期発見・迅速な対応に加え生命を大切にする心、他者を思いやり協力する態度を育む必要があることから、地域やPTAによる事業にも積極的に関わっていくことで、素早い情報入手や学校の方針の共有化を図っていくこととする。

⑤ 関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、児童相談所、相馬警察署、法務局、スクールソーシャルワーカー、相馬フォロアーチーム、その他の関係者などとの協力・連携体制を整備し取組みを進めていくこととする。

3 いじめ防止等のための対策の内容

（1）いじめの防止等の対策のための組織

① 大野小学校いじめ対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

本校では、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組みを実効的に行うため、「大野小学校いじめ防止対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。委員会の構成は基本として次のとおりであり、具体的には校長が実情に応じて任命する。

◎生徒指導主任 ○校長 ○教頭 ○養護教諭 ○担任 ○スクールカウンセラー

② 大野小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、相馬市教育委員会より学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は本校対策委員会を母体にし、学校評議員、PTA役員などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「大野小学校いじめ調査委員会」を設置して調査する。

(2) いじめの防止等に関する取組み

① いじめの防止

- ・児童がいじめに向かわない心や態度の育成を目的とし「生命を大切にしお互いの人格を尊重すること」を目標として、「特別活動」「道徳」等の学校教育活動に取り組む。実施に当たっては、年間指導計画を策定し計画的に取り組む。
- ・生命の尊さ、協力し合うことの大切さ、いじめの理解を促すことを目的として、道徳の「生命尊重」の重点指導を行う。
- ・児童会を中心とした「いじめ根絶宣言」及び「いじめ防止作文」に取り組む。
- ・QU アンケートなどの資料を活用し、存在感、所属感、達成感など、ゆたかに共有し合う。
- ・いじめ問題に対する啓発と対応への理解・連携を目的として、いじめ防止等に対する学校の取組状況等について積極的に保護者や地域住民へ情報を提供する。
- ・いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上を目的として、関連する研修会や会議等に積極的に参加するとともに、教職員の研修を、生徒指導協議会等において実施する。

② いじめの早期発見

- ・いじめの相談は全教員で対応するが、相談体制としては次のものを基本とする。具体的には、毎年度校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童や保護者等に周知を図る。
 - ア 児童からの相談：担任、養護教諭、スクールカウンセラー
 - イ 保護者等からの相談：教頭、生徒指導主任、担任
- ・いじめに関するアンケート調査を毎年6月、11月、2月に実施する。
- ・いじめを含む学校生活上の不安や課題等の把握のため、11月に教育相談・個別面談を実施する。
- ・いじめの情報を把握した場合の情報の集約、いじめの発見・把握のための注意事項等、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

③ いじめへの対処

- ・事実確認調査、事後対応、改善指導等、いじめへの対処にあたっては、個々の事案の内容を踏まえて、本校対策委員会を中心に適切に対応する。
- ・いじめの問題に関する指導記録を作成の上、進級等にあたっての校内での情報共有化を十分に図るとともに、転校や進学にあたっては個人情報に留意しながら適切な引継ぎに努める。

④ 地域や家庭との連携

- ・PTA行事にいじめの理解・啓発に関する取組みや研修会を積極的に働きかける。
- ・学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校ホームページや学校だより等を活用して保護者や地域住民への周知を図る。

⑤ 関係機関との連携

- ・いじめを含めた児童の非行や問題行動等の未然防止・早期発見を図るため、児童相談所、相馬警察署、法務局、スクールソーシャルワーカー、相馬フォローチーム、

その他の関係者などとの協力・連携体制を進めていく。具体的には、会議等への可能な限りの参加、定期的な訪問と情報交換、各団体の事業への積極的な協力等を行う。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

法第28条第1項に、次に掲げる場合として規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに相馬市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校の設置者として市町村教育委員会が主体となって調査を行う場合が考えられ、その判断は市町村教育委員会が行うこととなっている。

したがって、相馬市教育委員会からの指示により学校が主体となって調査を行う場合は、重大事態に対しさらなる事態発生の防止に資するため、校長が「大野小学校いじめ調査委員会」を設置し適切に取り組む。相馬市教育委員会が主体となって調査を行う場合は、その調査に協力する。

(4) いじめ問題の対応

